

「特定秘密の保護に関する法律施行令（案）」に対する意見

「特定秘密の保護に関する法律施行令（案）」（以下、施行令案）と「特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）」（以下、基準案）が示されたことにより、特定秘密の保護に関する法律（以下、法）の全体像がようやく明らかになってきました。

当連盟は、昨年9月に法案の概要が明らかになって以来、法が国民の知る権利と報道の自由を侵害するおそれがあることを強く懸念し、国民的な議論が必要であることを一貫して主張してきました。その後、有識者による「情報保全諮問会議」での検討・論議も経て、一定の前進があったと認めることができます。しかし一方で、多くの国民や報道機関の懸念が払拭されない部分が残されたと考えます。

本来公表されるべき情報までもが秘匿されたり、隠蔽されることを抑止するための制度を担保する観点から、本施行令案に対して下記のとおり意見を申し述べます。

記

該当箇所	意見
第3条	法第3条ただし書きの政令で定める行政機関以外の行政機関の長は、法第3条ただし書きの政令で定める行政機関とそれ以外の行政機関が共有する情報を、特定秘密に指定できない旨を規定すべきである。
第4条	本条は、法が、存在そのものに秘匿性のある情報を特定秘密に指定しないこと、または、特定秘密に指定した情報の存在そのものは秘匿しないことを前提としているものと考えられるが、そうでない場合には、その旨を明確にし、二重帳簿のような手段により管理簿の存在自体の秘匿が行われるようなことがないよう、必要な措置を講じるべきである。 下記の事項を記載事項とすべきである。 ・施行令案第12条1項10号の措置 ・基準案Ⅱ3(4)やⅡ4(2)にあるような指定解除の条件

以上